



しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひ にゅうがくまえ しきゅう 新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します

新座市では、新入学児童生徒学用品費（ランドセル等の入学時に必要な学用品を購入する費用の一部）を入学前に支給する就学援助制度があります。なお、支給には、所得等の審査があります。

1 支給の対象となる方

新座市に住民登録があり、新座市立小学校に入学するお子様の保護者で、以下のいずれかに該当する方

➤ **世帯全員の令和5年分（令和5年1月1日～12月31日）の合計所得金額の合計が、新座市教育委員会が定める認定基準金額を下回る方**



未申告等で所得が確認できない世帯員がいる場合は、「否認定」となりますので、ご注意ください。

➤ **児童扶養手当の支給を受けている方**

※ 上記以外の事由（生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予のいずれかの措置を受けている。）での審査をご希望の方は学務課へお問い合わせください。

2 認定基準金額の目安

所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

認定基準金額	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
持家	170万円	232万円	295万円	365万円	414万円
借家	267万円	329万円	392万円	462万円	511万円

家族構成例（令和6年4月1日現在）

2人世帯：父40歳 子5歳

3人世帯：母40歳 子11歳 子5歳

4人世帯：父40歳 母40歳 子11歳・5歳

5人世帯：父40歳 母40歳 子12歳・11歳・5歳

6人世帯：父40歳 母40歳 子12歳・11歳・5歳 祖母70歳

※ 認定基準金額はあくまで目安です。世帯人数や年齢、家族構成等により基準金額は大きく異なります。



【同一世帯（同一生計）とみなし、審査の対象となる方】

- ・ 住民票上、同じ世帯員の方
- ・ 同じ家に住んでいる方
- ・ 同じ家には住んでいないが、生計を同じくする学生や単身赴任の方
- ・ 生活費（公共料金を含む）を同居者間で受け渡しをしている方

3 支給額等

新小学校1年生 57,060円

※ 審査結果（申請者全員にメール又は郵送で通知）…令和7年2月下旬

※ 支給時期（認定者のみ）……………令和7年3月上旬

4 申請方法等

電子申請で受け付けます。電子申請は、**24時間申請可能、来庁不要**です。二次元コード又は市ホームページから電子申請ページに移動し、電子申請をしてください。申請の際は、必要書類の画像データをご用意ください。



新座市 入学前支給

検索



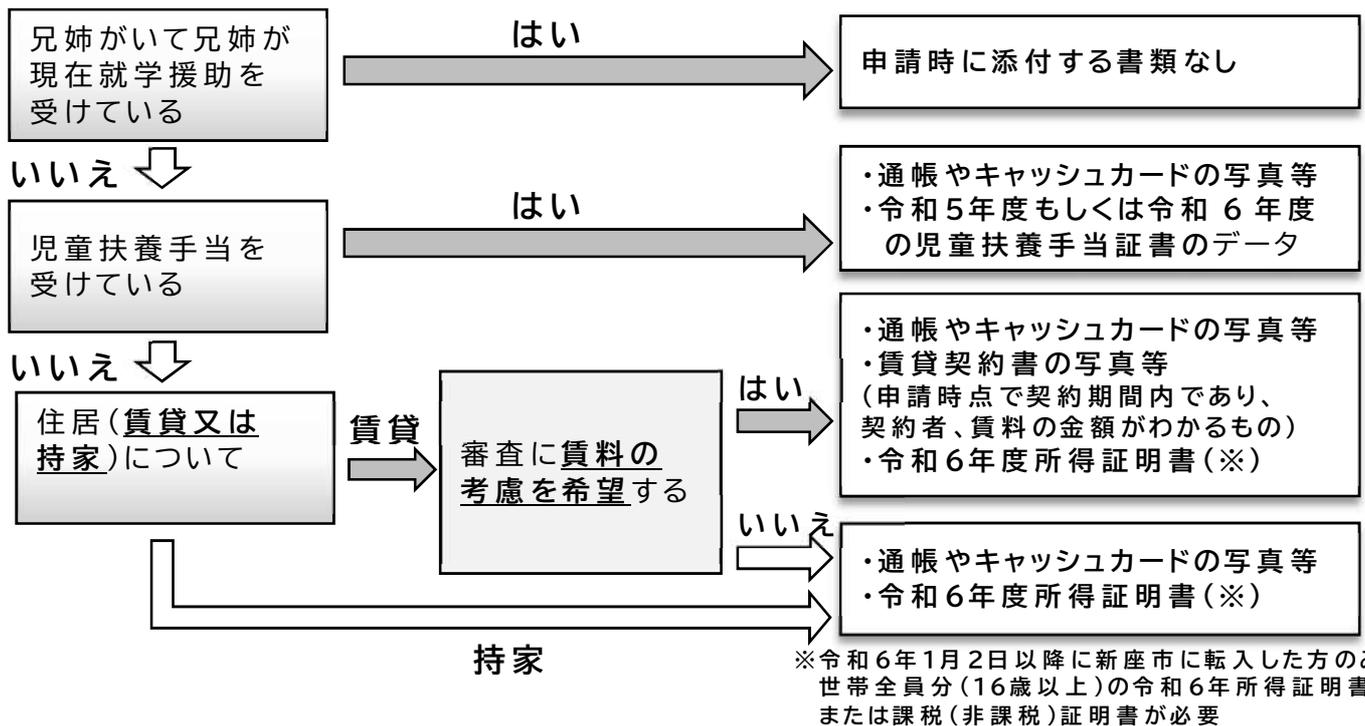
【←電子申請はこちら】

受付期間：令和6年12月25日(水)～令和7年1月31日(金)

【電子申請をする環境がない場合】
学務課へお問い合わせください。

【申請時に添付する書類】

フローチャートをご確認いただき、申請時に必要な写真等のデータを添付してください。



5 注意事項

入学後も就学援助制度(学校給食費や学用品費などの援助)の利用を希望する場合は、**再度申請が必要**です。詳細は、令和7年3月以降に掲載する市ホームページをご覧ください。



【問合せ】〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)

新座市イメージキャラクター
ソウキリン